

県内バドミントン関係者各位

長野県バドミントン協会  
**選手・指導者・団体登録規程および選手移籍規定の制定について**

長野県バドミントン協会 会長

この度、長野県バドミントン協会は「選手・指導者・団体登録規程」および「選手移籍規定（教育的移籍基準）」を制定し、令和8年4月1日より施行いたしました。本書は、これらの規程を制定するに至った経緯・目的・内容について、その根拠とともに県内全ての選手・指導者・保護者の皆様にご説明するものです。

■ 0. 本規程の根本的な考え方～スポーツと教育～

【根拠】 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）前文・第2条第2項 / 教育基本法（第1条・第5条第2項・第6条第2項）

教育基本法（昭和22年法律第25号） 主要条文より

【第1条】 教育の目的

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた

心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

【第5条第2項】 義務教育の目的

「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、

また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」

【第6条第2項】 発達段階に応じた教育（最重要）

「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、

体系的な教育が組織的に行われなければならない。」

小学生・中学生は義務教育の段階にあり、心身ともに発達の途上にある子どもたちです。教育基本法第6条第2項は「心身の発達に応じた教育が行われなければならない」と定めており、この時期のスポーツ活動においても、発達段階に応じた適切な指導が求められます。

文部科学省が示す発達段階ごとの重視すべき課題においても、小学生期は「善悪の判断・規範意識の基礎の形成」「集団や社会のルールを守る態度の育成」が、中学生期は「自己の確立と社会性の育成」が重視されています。一つのチームに継続的に所属し、困難を仲間と乗り越える経験こそが、これらの発達課題に直接応えるものです。

発達段階の観点から見た「引き抜き・移籍」の問題

「結果だけを求めて強いチームに移る・集める」という行為は、

この発達段階において子どもが本来経験すべき

- ・ 困難の克服
- ・ 仲間との絆の構築
- ・ 継続する力と忍耐力の育成
- ・ 規範意識・社会性の形成

これらを奪うこととなります。これは教育基本法が求める「発達に応じた教育」に反します。

本規程の根底にある考え方を最初に申し上げます。

#### スポーツ基本法（平成23年法律第78号） 前文・第2条第2項より

「スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、

公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等  
人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。」（前文）

「スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、  
公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、  
国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。」  
（第2条第2項）

この法律が定めるように、青少年のスポーツ活動は「人格の形成」「健全な育成」を目的とした教育の一環です。技術の向上はもちろん大切ですが、それ以上に、仲間と切磋琢磨する中で忍耐力・協調性・自己コントロールを養い、人間として成長することがスポーツ教育の本質です。

#### 本規程の基本的な考え方

スポーツは「勝つための手段」ではなく「人を育てる手段」です。

困難があっても仲間や指導者と向き合い乗り越えることで子どもは大きく成長します。

「合わなければ移れる」「強いところで勝てばいい」という考え方は  
その成長の機会を奪うことになりかねません。

本規程はこの教育的観点に基づき、子どもたちが一つのチームに継続的に所属し、  
人間的にも競技的にも成長できる環境を守るために制定しました。

## ■ 1. 制定の背景と経緯

【根拠】 日小連登録規程（平成19年5月施行）・長野県小学生バドミントン連盟登録規程・長野県バドミントン協会規約

今回の規程制定は、突然新たなルールを設けたものではありません。日本小学生バドミントン連盟・中学校体育連盟が本来求めている登録要件を、長野県内で適切に実効化するために整備したものです。

### そもそもの問題

長野県内においては、日本小学生バドミントン連盟の登録規程（平成19年5月施行）が定めている

登録要件が、適切にチェックされてこなかった実態がありました。

この結果として、以下のような行為が横行していました。

- ① 指導者・保護者による選手の引き抜き・勧誘
- ② 強い選手だけを集めた実態のない「選抜チーム」への登録
- ③ 平日は別チームで練習しながら、休日のみ別チームで大会に出場すること
- ④ 指導者が複数のチームを掛け持ちして選手を操作すること

**これらは日小連・中体連の規約・規定に照らして、本来認められない行為です。**

小学生連盟・中体連に所属するクラブが参加する大会は、長野県バドミントン協会が主催する大会と連動しています。これらの不適切な行為を認めることは、長野県バドミントン協会として認めたことと同義となり、協会としての責任が問われることとなります。

このような状況を受け、長野県バドミントン協会として、登録要件が定められているにもかかわらずチェックが行われていなかったことを問題と捉え、対応を検討することになりました。その後、半年以上にわたり、県内の実態・状況を調査しながら、小学生連盟・中体連をはじめとする各機関に確認を取りながら、選手にとって、そして長野県内の秩序を守ることにあって、どのようにすることが最善かを慎重に検討してまいりました。この検討の結果を、まず令和7年2月の理事会において提案し、承認を得ました。これを受けて令和8年4月19日の臨時理事会・総会において正式に承認・施行されたものが本規程です。

### 中体連地域移行期における実態と本規程の必要性

中体連の部活動地域移行は令和4年度から段階的に進められてきましたが、移行期という性質上、

制度的な整備が実態に追いついていない部分がありました。

この3年間の実態・状況を注視してきた中で、制度の整備途上にある時期に生じた課題が長野県内のバドミントン環境の秩序に影響を与えてきたことは否定できません。

**こうした3年間の実態と状況を踏まえ、長野県内における現状に合わせた適切な規定を整備することが、**

**選手・指導者・保護者の全員にとって、長期的に良い環境につながると判断しました。**

抽象的な規約に留まらず具体的な規定を設けることで、

誰にとっても公平で透明性のある組織を目指すものです。

**これは短期的には変化を伴うものですが、長い目で見た時に全ての関係者にとって良い環境に**

つながると確信しています。

■ 2. 日本小学生バドミントン連盟の登録規程との整合

**【根拠】** 日小連登録規程 第4条（クラブ登録要件）・第6条（所属変更）・第8条（違反処置）・運用留意点第2項（登録期間）

日本小学生バドミントン連盟の登録規程（平成19年5月施行、平成26年5月改定）には以下の要件が明記されています。

**日小連登録規程 主要条文（原文）**

**【第4条】 登録できるクラブの要件**

- ① 組織が規約に従って運営され、クラブ会員の範囲が決められていること
- ② 年間を通じて継続的に練習をしていること
- ③ 主な活動場所が決まっていること

**【第6条】 選手の所属変更**

「選手の所属クラブについては、遠距離転居等やむを得ない場合を除いて、同一年度内における登録変更を認めない。なお、遠距離転居等の場合であっても、同一大会の予選会・全国大会においての変更は認めないものとする。」

**【第8条】 違反への対処**

「大会申込み受付後においても、クラブ・選手の登録手続きについて違反が判明した場合は、本連盟理事長の決定により失格を含めた処置をとるものとする。」

**【運用留意点第2項】**

「毎年度に手続きされる登録内容は、4月1日から翌年3月31日までの全期間に及ぶものである。同一年度内の登録変更は認めない。」

日小連の要件	長野県登録規程	判定
年間を通じて継続的に練習（第4条②）	平日も含め継続的に練習しているチームへの登録を基本とする	☑ 一致・具体化
主な活動場所が決まっていること（第4条③）	活動拠点申告書の提出を義務化	☑ 一致・具体化
クラブ規約に従って運営（第4条①）	クラブ規約の提出を登録要件に明記	☑ 一致
年度内の登録変更は原則不可（第6条）	移籍は審査対象・正当事由の	☑ 一致・強化

条・留意点第2項)	み認める	
違反には失格を含む処置（第8条）	警告→活動制限→登録停止→ 除名の段階制裁	☑ 一致・段階化

長野県の登録規程は日小連が本来求めていた要件を満たした上で、実態に合わせて具体化したものです。

「新しいルールを作った」のではなく「本来守るべきことを守るようにした」だけです。

### ■ 3. 中体連地域移行の趣旨との整合

**【根拠】** スポーツ庁「運動部活動の地域移行について」（令和4年7月）・日本中学校体育連盟バドミントン競技部「地域クラブ活動の参加細則」

中体連の部活動地域移行は、スポーツ庁が令和4年7月に示した指針に基づき進められています。

#### 部活動地域移行の趣旨（スポーツ庁「運動部活動の地域移行について」令和4年7月より）

- ① 少子化の中でも子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保
- ② スポーツの本質である「楽しさ」「喜び」を感じることを通じた自己実現
- ③ 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備

地域移行の目的は「子どもが地域で継続してスポーツできる環境を整えること」であり、  
「強いチームに自由に移れること」ではありません。

中体連が定めた大会参加区分においても、所属と移籍について明確なルールが設けられています。

区分	内容（日本中学校体育連盟が定める参加区分）
区分A	学校の部活動のみに所属し、学校部活動名で参加
区分B	学校部活動と地域クラブ活動に所属し、学校部活動名で参加
区分C	学校部活動と地域クラブ活動に所属し、地域クラブ名で参加
区分D	地域クラブのみに所属し、地域クラブ名で参加

#### 中体連参加区分の重要ルール（日本中学校体育連盟の規定）

- ✕ 年度内での区分変更はできません
- ✕ 重複登録している場合は大会参加自体ができなくなります  
どの区分で参加するかは年度当初に生徒・保護者・指導者が話し合い決定します。

このルールは長野県の登録規程・移籍規定と完全に一致しています。長野県の規程は中体連が定めているルールと全く同じことを言っています。本規程に異議を唱えることは、中体連のルールそのものを否定することと同義です。

#### 指導者資格の要件（日本中学校体育連盟バドミントン競技部「地域クラブ活動の参加細則」より）

- ・ 指導者は日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること
- ・ 令和8年度から：日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属していること（必須）

→ 長野県の規程で「競技力向上を目的とした移籍先はコーチ3以上の資格を持つチームへ」とした内容は、この中体連の要件と完全に一致しています。

## ■ 4. 本規程の目的

【根拠】 スポーツ基本法第2条・日小連登録規程・長野県バドミントン協会規約

スポーツ基本法が定めるスポーツの本質に基づき、本規程は以下を守るために制定しました。

#### 本規程が守るもの

- ① 地元で毎日練習している選手たちの公平な競技環境
- ② 地道に選手を育てている指導者の努力と誠実さへの敬意
- ③ 子ども自身が本当に望む活動ができる権利（スポーツ基本法第2条第1項）
- ④ 日小連・中体連が本来求めている登録の実態

#### 本規程は「新しい制約」ではありません

中学校・高校の部活動を例に考えてみてください。

- ・ 他の学校の部活動に所属する → 誰もしていない・当たり前のこと
- ・ 教員が2校の部活を掛け持ちして指導する → 誰もしていない
- ・ 強い学校から選手を引き抜いてくる → 誰もしていない
- ・ 他の学校の部活に移るために転校する → 正式な手続きが必要

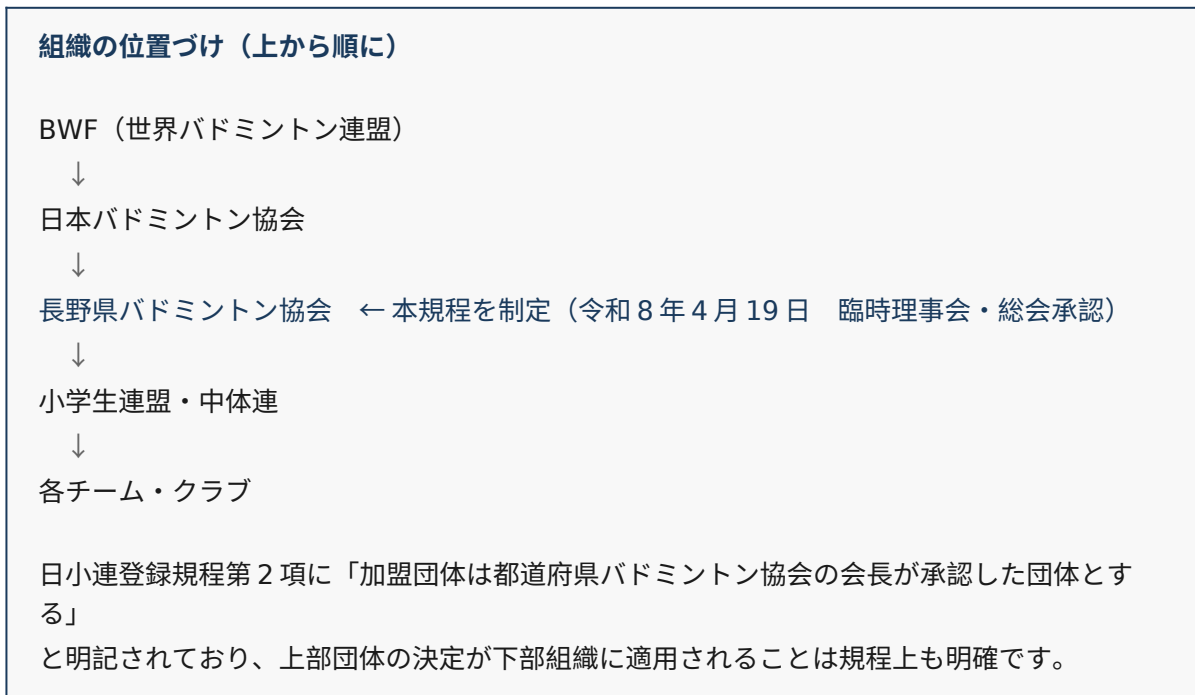
クラブチームでも同じことです。

本規程は部活動では当然とされていることをクラブチームでも明確にただけです。

## ■ 5. 組織としての位置づけと決定プロセス

【根拠】 長野県バドミントン協会規約・日小連登録規程第2項・スポーツ基本法第5条（スポーツ団体の努力等）

本規程は、長野県バドミントン協会が上部団体として制定した規程であり、小学生連盟・中体連を含む全ての下部組織に適用されます。



今回 BWF の総会において競技ルール（21点→15点制）の変更が決定されましたが、日本バドミントン協会も長野県バドミントン協会も、この決定に従って運用します。上部組織の決定事項に対する姿勢はどの場合も同様です。

本規程は令和7年2月の理事会での提案・承認を経て、令和8年4月19日の臨時理事会・総会において「基本これで運用していく」として正式に承認・施行された決定事項です。周知の方法については、中体連地域移行と同様、協会ホームページへの掲載をもって行いました。

## ■ 6. 主な規程の内容

登録規程・移籍規定の主要事項は以下の通りです。詳細は協会ホームページをご参照ください。

項目	内容
所属の原則	1チームへの所属を基本とし、他チームへの重複登録を禁止
平日練習に基づく登録	平日も含めて継続的に練習しているチームへの登録を基本とする
実質的な二重所属の禁止	平日は別チームで練習し、休日のみ別チームで試合に出ることを禁止
指導者の掛け持ち禁止	指導者の複数チームへの重複登録を禁止
移籍の審査	年度をまたぐ別チームへの登録は移籍として審査対象
移籍が認められる事由	転居・チーム解散・指導体制崩壊・ハラスメント被害等の正当事由のみ

個人的理由の移籍禁止	「強いチームで出たい」「友達がいるから」等の個人的理由は禁止
引き抜き・勧誘禁止	指導者・保護者による他チームへの勧誘・引き抜きを禁止
子どもの意思確認	移籍申請時に子ども本人が自分の言葉で理由を記入（第三者確認）

## ■ 7. より高いレベルを目指す選手について

**【根拠】** スポーツ庁「運動部活動の地域移行について」・日本中学校体育連盟バドミントン競技部「地域クラブ活動の参加細則」・選手移籍規定第6条⑥

中体連地域移行の趣旨として「指導者を自分で選べるようになった」という点があります。これは「所属するチームを年度当初に自分で選ぶ自由が広がった」という意味であり、本規程と矛盾するものではありません。

**「選ぶ自由」と「選んだ後の責任」はセットです**

年度当初に自分のレベルに合ったチームを選ぶ → これが本来の姿（中体連の参加区分も同様）  
 選んだ後は年度内は継続して所属する → 中体連も年度内の区分変更を禁じています

本当に競技力向上を望む選手がより高いレベルの指導者のもとで活動することは、選手移籍規定第6条⑥の審査を経て認められる場合があります。

審査にあたっては、例えば以下のような条件を満たすことが求められます。

- ・選手本人の自由意思によるものであること
- ・所属変更先の指導者が、より高い指導力・専門性を持つ上位資格を有していること  
 （例：日本スポーツ協会公認コーチ3以上、または同等以上と認められる資格）
- ・年度替わり（4月）のタイミングであること
- ・現チームへの退団手続きを正式に完了していること

**本当に子どもの競技力向上を望む指導者であれば、その子どものレベルに合った、より高い専門性を持つ指導者のもとへ送り出すことが指導者としての本来の姿です。コーチ資格制度はそのために存在しています。**

## ■ 8. 本規程について

**指導者・保護者の皆様へ ～子どもたちのために、ともに～**

長野県内で日々誠実に選手と向き合い、バドミントンを通じて子どもたちの成長を支えてくださっている指導者・保護者の皆様の取り組みを、協会として深く尊重しています。

**本規程は、そのような皆様の誠実な努力が正当に報われ、**

地道に選手を育ててきたチームが不当な不利益を被ることのない環境を守るために制定しました。

今一度、私たち指導者・保護者全員で「子どものために何が大切か」を確認し合い、長野県のバドミントンをより良い方向へともに育てていただけますよう、お願い申し上げます。

ご不明な点・ご意見は、担当窓口（競技委員長・各連盟登録担当）へお寄せください。上部組織として決定した事項への意見・要望は、次回の定期総会での正式な議題提出が正当なプロセスです。

#### 規程の閲覧・お問い合わせ先

全ての規程・手引きは長野県バドミントン協会ホームページに掲載しています。個別のご質問については担当窓口（競技委員長・各連盟登録担当）へお問い合わせください。

上部組織として決定した事項への意見・要望については、次回の定期総会における正式な議題として提出いただくことが正当なプロセスです。

本規程の趣旨をご理解いただき、長野県のバドミントンが子どもたちの健全な成長を支える環境となるよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以 上

長野県バドミントン協会

令和8年4月